

防油堤目地部の補強材の試験確認に係る業務規程実施細則

平成10年3月31日
危保細則第3号

第1 目的

この細則は、防油堤目地部の補強材の試験確認に係る業務規程（以下「業務規程」という。）第10の規定に基づき、ゴム製可撓性材及びステンレス製可撓性材の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意味

この細則で用いる用語の意味は、業務規程の例による。

第3 同一試験区分

ステンレス製可撓性材は、単式にあつては材質、山の高さ、山の形状及びピッチが同一のもの、複式にあつてはこれにベローズ中間長を加えたものが同一のものを同一試験区分とする。また、ゴム製可撓性材は、材質、山の高さ、山の形状及びピッチが同一のものを同一試験区分とする。

第4 試験確認に係る代理申請

1 代理申請者

業務規程第5、1に定める試験確認に係る申請は、原則として確認工場の指定を受けようとする製造工場の代表者（当該製造工場に係る法人の代表権を有する者等をいう。）が行うものとする。ただし、申請者が次に掲げる内容のすべてを満たす者（以下「代理申請者」という。）である場合にあっては、申請に係る製造工場の代表者に代わって当該申請を行うことができるものとする。

- (1) 代理申請者は、申請に係る製造工場の代表者の委任のもとに、申請を行うものであること。
- (2) 代理申請者は、申請に係る製造工場の代表者（当該代表者の委任を受けた責任者を含む。）に対して、可撓性材の性能、製造方法、品質管理方法等を示し、かつ、適切な方法によってこれを管理することにより、可撓性材の製造について責任を負うことができるものであること。
- (3) 代理申請者は、申請に係る確認工場において製造される可撓性材に関し、当

該確認工場の代表者と連帯してその製造責任を負うものであること。

2 代理申請に係る手続き

代理申請者が業務規程第5、1(1)に定める確認工場の指定に係る試験確認の申請を行う場合は、業務規程に定めるところによるほか、次によること。

- (1) 代理申請者に係る事業概要を添付すること。
- (2) 業務規程別表第1に掲げる書類中、「工場全体に関する事項、工場の組織図（各組織の従業員数を含む。）」に、代理申請者の位置づけを明確にすること。
- (3) 代理申請者の申請により確認工場の指定を受けた場合は、原則として業務規程に定めるその後の申請は、代理申請者が行うものとする。

第5 試験確認の方法

業務規程第5、1(3)、第5、6(4)等の試験において、試験内容を記録により確認できる場合は、立合いを省略できるものとする。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。